

第2期恵庭市運動・スポーツ推進計画の策定について

1. 計画策定の背景と目的

平成26年11月に制定及び決議した「恵庭市スポーツ振興まちづくり条例」、「夢と健康を育むスポーツ都市宣言」の理念に基づき、これまでの「恵庭市スポーツ振興基本計画」に変わり、平成28年度より新たに「恵庭市運動・スポーツ推進計画」を策定し、市民誰もが生涯にわたりスポーツに親しみ、心身ともに健康で豊かな生活を送ることができる活力あるまちづくりを推進してきました。

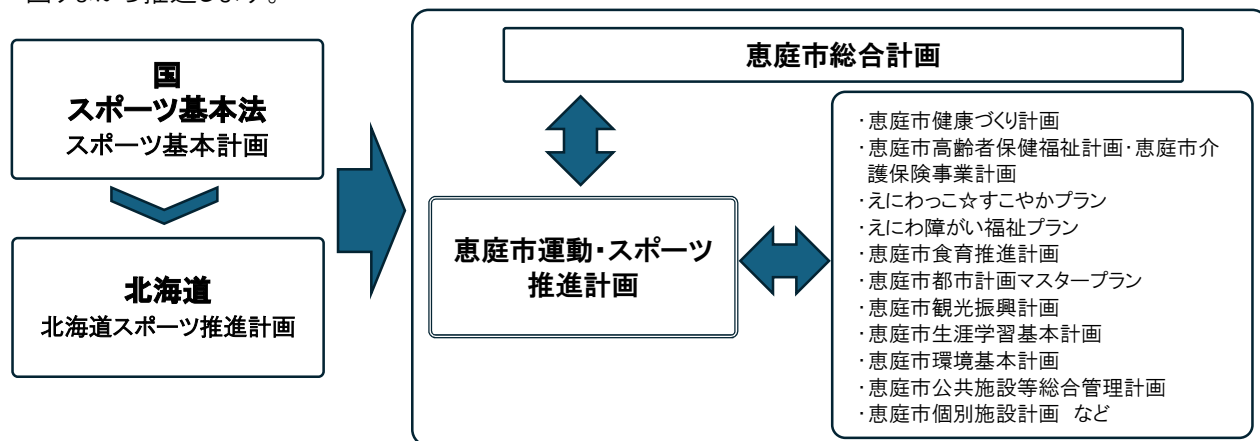
この度、本計画の終期を迎えることから、現行計画の評価及び、急速な少子高齢化やライフスタイルの多様化等による社会構造の変化を踏まえ、これまでの理念を踏襲した「第2期恵庭市運動・スポーツ推進計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、スポーツ基本法及びスポーツ振興まちづくり条例に基づく計画であり、恵庭市の最上位計画である「第6期恵庭市総合計画(令和8年度～令和17年度)」の分野別計画に位置づけられます。

第2期恵庭市運動・スポーツ推進計画は、国の「第3期スポーツ基本計画」や北海道の「第3期北海道スポーツ推進計画」の方針を勘酌し、本市における運動・スポーツ推進の中核を担う計画として策定します。

また、本計画は恵庭市総合計画以外にも、恵庭市健康づくり計画など、他の関連する計画との整合性を図りながら推進します。



3. 計画の期間

計画期間は、令和8年度(2026年度)から令和17年度(2035年度)までの10年間とします。

社会情勢の変化等に対応するため、計画期間の中間年度(令和12年度)を目途に計画の見直しを行う予定とします。

4. 計画策定のスケジュール

- | | |
|---------|-------------------------------------|
| 令和6年 9月 | 運動・スポーツに関するアンケート調査(実施済) |
| 令和7年 5月 | 令和7年度第1回スポーツ振興・まちづくり審議会にて計画策定の説明 |
| 令和7年 6月 | 厚生消防常任委員会報告(計画策定について) |
| 令和7年 9月 | 令和7年度第2回スポーツ振興・まちづくり審議会にて計画骨子・素案の提示 |

令和7年11月	令和7年度第3回スポーツ振興・まちづくり審議会にて計画案の提示
令和7年12月	厚生消防常任委員会報告(計画案について)
令和8年 1月	パブリックコメントの実施
令和8年 2月	令和7年度第4回スポーツ振興・まちづくり審議会にて計画の承認
令和8年 3月	厚生消防常任委員会報告(計画の完成について)

恵庭市スポーツ施設現況調査について

1. 業務名称

恵庭市スポーツ施設現況調査業務委託

2. 目的

市民の健康増進と生涯スポーツ社会の実現に向け、多様化するスポーツニーズやライフスタイルに対応し、誰もが身近な地域でスポーツに親しめる環境を維持・向上させる必要がある。

また、施設の老朽化や社会情勢の変化（例：学校部活動の地域連携・地域移行の検討、ICT技術の活用など）を踏まえ、既存スポーツ施設の現状と課題を把握・分析し、今後の効率的かつ効果的な施設整備や運営、適正配置の検討に資する基礎資料を得ることを目的とする。

なお、本調査は国や本市の関連計画（例：スポーツ施設のストック適正化ガイドライン、恵庭市総合計画、恵庭市都市計画マスタープラン、恵庭市公共施設等総合管理計画、恵庭市個別施設計画、恵庭市運動・スポーツ推進計画など）との整合性を図りながら進めるものとする。

3. 委託期間

令和 7 年 6 月中旬～ 令和 7 年 12 月中旬（6 か月間）

4. 対象施設

恵庭市が所管するスポーツ施設及び運動・スポーツが可能な機能を有する施設を対象とする。（対象施設リストは別途提示する）

（例：総合体育館、その他屋内施設、陸上グラウンド、野球場、テニスコート、パークゴルフ場、市民プール、その他スポーツ関連施設）

5. 委託業務内容

（1）現況調査

① 対象施設の概要把握・整理

各施設の基礎情報（位置、土地・建物概要、整備年（経過年数）、規模、構造、設備状況、運営主体、有料無料区分等）について現地調査及び資料調査により現状を把握・整理する。

各施設の長寿命化に関する状況（耐震化有無、使用見込み期間、補修・改修履歴、維持管理費等）を整理する。

各施設のバリアフリー対応状況、安全性（ハザードマップ等との関連含む）、ユニバーサルデザインの視点での状況を確認する。

② 利用状況及びニーズ等の把握・整理

各施設の利用状況（利用者数、利用団体・種目、稼働率、大会開催状況等）を把握・整理する。

本市における各種スポーツ競技人口の動向（年代別・種目別など、可能な範囲で過去10年間程度）を整理する。

スポーツ協会加盟団体、総合型地域スポーツクラブ、その他主要な施設利用者団体、市民等を対象としたヒアリングやアンケート等を実施し、施設の利用実態、満足度、現状の問題点、今後に向けた意見・要望等を把握・分析する。庁内関係部署との連携を図り、関連する計画や施策に関する意見を聴取・整理する。

③ 関連環境の整理

恵庭市及び近隣市町村等における公共スポーツ施設、民間スポーツ施設等の設置状況や利用状況等を整理する。（調査範囲の詳細は協議の上決定）市民のスポーツ実施状況やニーズ、健康増進に関する意識等を既存資料やアンケート結果等から整理する。

(2) 現状分析及び課題抽出

上記(1)の調査結果、及び恵庭市の関連計画等を踏まえ、恵庭市のスポーツ施設全体及び個別施設における現状の問題点や課題を、以下の視点等を可能な限り考慮して多角的に抽出・整理する。

- ・ 施設機能面（老朽化、安全性、バリアフリー、種目対応、規模等）
- ・ 運営面（利用料金、予約システム、開館時間、人材確保、DX化等）
- ・ 利用者ニーズとの整合性
- ・ 財政面（維持管理コスト、修繕更新費用等）
- ・ 配置バランス
- ・ 社会情勢の変化への対応（部活動地域移行、健康増進ニーズ等）

(3) 今後のスポーツ施設のあり方に関する基礎検討

上記(2)の分析・課題抽出結果を踏まえ、今後の恵庭市のスポーツ施設全体及び個別施設のあり方（維持、改修、機能転換、集約化・複合化、代替施設、再編、廃止、グレードの見直し等）に関する基礎的な方向性や考え方を整理する。

施設の長寿命化やユニバーサルデザイン化、防災機能の強化、脱炭素化等、今後考慮すべき視点についても整理する。

必要に応じて、今後の事業スキーム（整備・運営手法）の選択肢や、概算事業費の考え方についても整理する。

(4) モデルプランの作成

施設の再編や移転再整備、新規整備等の具体的な検討が必要と判断された場合、発注者の指示に基づき、候補地の選定や施設機能の検討を行う。

なお、モデルプランの作成等については、発注者とその都度協議の上決定する。

(5) 調査報告書の作成

上記(1)～(3)（必要に応じて(4)を含む）の業務内容及び分析・検討結果をとりまとめ、調査報告書（本編及び概要版）を作成する。

(6) その他支援業務

- ① 打合せ協議等 本業務の円滑な遂行のため、市担当者と受注者間で定期的な打合せ（月1回～2回程度を想定）を実施する。

受注者は、打合せや会議の議事録を作成し、速やかに市へ提出する。

- ② その他 本業務の実施にあたり、上記以外に必要な資料作成や情報提供等について、市の求めに応じて協力する。

6. 成果品

以下の成果品を、指定する期日までに提出すること。

- (1) 恵庭市スポーツ施設現況調査報告書（本編）：電子データ（Word 形式及び PDF 形式）
(2) 恵庭市スポーツ施設現況調査報告書（概要版）：電子データ（PowerPoint または Word 形式及び PDF 形式）
(3) その他調査過程で収集・作成した資料一式：電子データ ※電子データは CD-ROM 等の記録媒体に格納し、3 部提出すること。

7. その他留意事項

- (1) 受注者は、本業務の実施にあたり、市の関連資料等を貸与された場合、善良なる管理者の注意をもって適切に取り扱い、業務完了後速やかに返却すること。
- (2) 本業務を通じて知り得た個人情報及び市の機密情報については、個人情報保護法及び関連法令・条例を遵守し、適切に取り扱うとともに、外部に漏洩してはならない。業務に従事する者すべてに周知徹底し、契約終了後も同様とする。
- (3) 本業務により作成された成果品の著作権は、恵庭市に帰属する。受注者は、市の許可なく成果品を公表、複製、貸与、その他目的外に使用してはならない。
- (4) 本業務の全部または主要な部分を一括して第三者に委託または請け負わせてはならない。
- (5) 本業務を担当する者は、スポーツ施策や施設に関する専門的知識、調査分析能力を有し、本業務を円滑に遂行できる者を配置すること。
主要な担当者を変更する場合は、事前に市の承諾を得ること。
- (6) 業務の進捗状況を適宜市に報告し、スケジュールに変更が生じる場合は、事前に市と協議すること。
- (7) 本業務受注者は過去 5 年間に於いて、同種若しくは同等と類するヒアリング及びアンケート調査の実績を有するものとする。
- (8) この仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、市と受注者が誠意をもって協議し、決定するものとする。

《恵庭市スポーツ施設現況調査業務 調査対象施設一覧》

1 屋内施設

名 称	所 在 地
総合体育館	恵庭市黄金中央5丁目199番地2
島松体育館	恵庭市南島松389番地3
福住屋内運動広場	恵庭市福住町1丁目21番24
市民活動センター（えにあす）	恵庭市緑町2丁目1番1
黄金ふれあいセンター	恵庭市黄金南5丁目11番1
生涯学習施設かしわのもり	恵庭市大町1丁目5番7

2 屋外施設

名 称	所 在 地
島松屋外運動場	恵庭市南島松406番1
市民スキー場	恵庭市盤尻330番2
市民スケート場	恵庭市牧場53番4
恵庭公園陸上グラウンド	恵庭市駒場町4丁目901番1
恵庭公園庭球場	恵庭市駒場町4丁目901番1
恵庭公園野球場	恵庭市駒場町4丁目901番1
恵庭公園球技場	恵庭市駒場町4丁目901番1
恵み野中央公園野球場	恵庭市恵み野北3丁目9番2
恵み野中央公園庭球場	恵庭市恵み野北4丁目1番2
中島公園庭球場	恵庭市中島町3丁目1番1
ふるさと公園庭球場	恵庭市黄金中央4丁目2番
めぐみの森庭球場	恵庭市恵み野北6丁目3番6
あやめ緑地公園庭球場	恵庭市戸磯76番35
かしわ公園野球場	恵庭市北柏木町3丁目197番
漁川パークゴルフ場アイリスコース	恵庭市美咲野1丁目16番8地先
漁川パークゴルフ場カワセミコース	恵庭市黄金北1丁目9番2
恵庭中央パークゴルフ場	恵庭市中央12番1他
島松パークゴルフ場	恵庭市南島松403番1
北栄会館パークゴルフ場	恵庭市北島216
盤尻パークゴルフ場	恵庭市盤尻20番7
漁川河川緑地テニスコート	恵庭市福住町1
漁川河川緑地少年野球場	恵庭市福住町1
桜町公園多目的広場	恵庭市桜町4丁目73番1

テクノパーク中央公園多目的広場	恵庭市戸磯３８５番２８
中島公園多目的広場	恵庭市中島町３丁目１番１

３ 市民プール

名 称	所 在 地
恵庭水泳プール	恵庭市福住町２丁目９番１３
島松水泳プール	恵庭市中島松４１８番１
和光水泳プール	恵庭市和光町２丁目２５０番
若草水泳プール	恵庭市中島町４丁目５番１
恵み野水泳プール	恵庭市恵み野北４丁目１番１
恵庭南高等学校プール（一般開放）	恵庭市白樺町４丁目１番１

４ 学校開放施設（体育館）

名 称	所 在 地
恵庭小学校	恵庭市福住町２丁目９番１３
島松小学校	恵庭市中島松４１８番１
柏小学校	恵庭市文京町３丁目３番３
和光小学校	恵庭市和光町２丁目１０番１号
松恵小学校	恵庭市中央４５２番地２
若草小学校	恵庭市中島町４丁目５番１
恵み野小学校	恵庭市恵み野南４丁目１番１
恵み野旭小学校	恵庭市恵み野北４丁目１番１
恵庭中学校	恵庭市文京町３丁目４番５
恵北中学校	恵庭市中島松２３０番地
恵明中学校	恵庭市黄金北４丁目１番１
柏陽中学校	恵庭市柏陽町３丁目２６５番地
恵み野中学校	恵庭市恵み野東１丁目１番２

恵庭市民スキー場のアンケート結果及びリフト券販売実績について

1. 内容

恵庭市民スキー場の利用者ニーズの把握、また令和 4 年度から令和 6 年度の 3 か年で試行的に販売した「おとな・こどもペア券」「高齢者 3 時間券」のあり方を含む、今後のリフト券料金の方向性を検討する基礎資料として、恵庭市民スキー場利用に関するアンケートを実施した。

併せて、リフト券販売実績(令和 3 年度から令和 6 年度)を報告する。

2. 実施概要

- (1) 調査期間：令和 7 年 2 月 6 日から令和 7 年 3 月 9 日までに回答があったもの
- (2) 調査対象：恵庭市民スキー場利用者
- (3) 調査方法：アンケート用紙(山の家設置)
- (4) 質問項目：令和 6 年度恵庭市民スキー場利用に関するアンケート 7 問
(A 4 用紙 1 枚表裏)
- (5) 回収数：2 4 1 件

3. 恵庭市民スキー場利用に関するアンケート結果

・結果報告書 ～ 別紙のとおり

4. リフト券販売実績

・スキー場リフト券収入比較表(R3 年度～R6 年度) ～ 別紙のとおり

5. 今後の活用について

・今後のリフト券料金の方向性を示す検討資料とする

区 分		令和6年度（利用者数4,298人/開設日数31日間）			令和5年度（利用者数10,387人/開設日数57日間）			令和4年度（利用者数9,782人/開設日数59日間）			令和3年度（利用者数9,784人/開設日数57日間）											
		1月	2月	3月	合計 枚数 (A)	金額 (B)	1月	2月	3月	合計 枚数 (C)	金額 (D)	1月	2月	3月	合計 枚数 (E)	金額 (F)	1月	2月	3月	合計 枚数 (G)	金額 (H)	
スキー 学校 受講券	1回券 (大人150円・小人120円)	大人	0	580	92	672	100,800	435	718	92	1,245	186,750	366	623	48	1,037	155,550	712	533	66	1,311	196,650
		小人	0	303	46	349	41,880	294	377	70	741	88,920	181	366	300	847	101,640	458	267	8	733	87,960
		回数券(11回分)	0	197	27	224	336,000	296	273	64	633	949,500	191	300	19	510	765,000	506	322	14	842	1,263,000
		小人(大人1,500円・小人1,200円)	0	72	6	78	93,600	123	66	7	196	235,200	71	81	1	153	183,600	282	163	7	432	518,400
	1日券 (大人2,300円・小人1,700円)	大人	0	21	7	28	64,400	19	34	8	61	140,300	17	23	1	41	94,300	20	14	0	34	78,200
		小人	0	3	0	3	5,100	7	7	2	16	27,200	2	4	0	6	10,200	10	7	2	19	32,300
		4時間券 (大人1,800円・小人1,400円)	0	118	19	137	246,600	98	97	38	233	419,400	66	109	10	185	333,000	196	185	15	396	712,800
	おとな・こどもペア券A(2,500円) おとな・こどもペア券B(3,000円)	大人・小人1	0	85	18	103	257,500	89	146	22	257	642,500	52	109	8	169	422,500					
		大人・小人2	0	44	10	54	162,000	41	45	14	100	300,000	19	33	2	54	162,000					
	高齢者3時間券(1,000円)		0	30	8	38	38,000	34	76	16	126	126,000	25	68	13	106	106,000					
ナイター券(大人1人・小人500円)		0	418	0	418	209,000	453	461	0	914	457,000	453	345	0	798	399,000	674	664	0	1,338	669,000	
スキー 学校 受講券	団体1日券 (大人500円・小人250円)	大人	0	0	0	0	5	0	165	170	85,000	0	136	131	267	133,500	0	0	72	72	36,000	
		小人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		回数券(11回分) (大人1,200円・小人900円)	0	5	0	5	6,000	6	3	0	9	10,800	3	7	0	10	12,000	4	6	0	10	12,000
		小人(大人1,800円・小人1,300円)	0	39	5	44	39,600	34	30	4	68	61,200	25	40	0	65	58,500	100	40	0	140	126,000
	1日券 (大人1,800円・小人1,300円)	大人	0	11	8	19	34,200	3	11	3	17	30,600	2	7	0	9	16,200	10	17	0	27	48,600
		小人	0	60	31	91	118,300	16	92	17	85	110,500	19	24	0	43	55,900	3	5	0	8	10,400
		4時間券 (大人1,500円・小人1,100円)	0	11	5	16	24,000	6	13	4	23	34,500	2	5	0	7	10,500	7	15	0	22	33,000
	シーズン券 (大人17,500円・小人12,500円)	大人	0	33	11	44	48,400	26	22	5	53	58,300	14	23	0	37	40,700	23	32	0	55	60,500
		小人	0	0	0	0	0	2	0	0	2	35,000	5	0	0	5	87,500	4	0	0	4	70,000
	イベント 券	1回券 (大人100円・小人50円)	大人	0	0	0	0	19	0	0	19	237,500	28	0	0	26	325,000	41	0	0	41	512,500
小人			0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,200	0	0	0	99	9,900	0	0	67	67	6,700
1回券 (大人100円・小人50円)			0	0	0	0	0	0	0	42	42	4,200	0	0	0	99	9,900	0	0	67	67	6,700
1回券 (大人1,000円・小人500円)			0	0	0	0	0	0	0	26	26	1,300	0	0	0	59	2,950	0	0	46	46	2,300
1日券 (大人1,000円・小人500円)		大人	0	0	0	0	26	26	26	43	43,000	0	0	0	42	42,000	0	0	34	34	34,000	
		小人	0	0	0	0	12,000	0	0	33	33	16,500	0	0	0	28	14,000	0	0	22	22	11,000
		高校生 以上	0	0	0	0	0	345	0	0	345	172,500	0	0	0	1	500	0	0	0	0	0
学校授業1日券 (高校生以上500円・中学生300円・小学生250円)		中学生	0	10	0	10	3,000	0	8	214	222	66,600	0	240	0	240	72,000	30	12	203	245	73,500
		小学生	0	246	0	246	61,500	0	0	862	862	215,500	0	0	0	722	180,500	201	64	751	1,016	254,000
合計		0	2,322	486	2,808	1,995,830	1,908	2,320	342	4,570	3,639,970	1,454	2,082	408	3,944	2,785,990	2,945	2,253	119	5,317	3,855,610	
うち個人利用分(本株)		0	1,907	237	2,144	1,610,880											2,945	2,253	119	5,317	3,855,610	

恵庭市民スケート場の夏季の利活用に向けた サウンディング型市場調査について

1. 調査名称

恵庭市民スケート場の夏季の利活用に向けたサウンディング型市場調査

2. 調査対象地

恵庭市民スケート場(恵庭市牧場53-4 他)

3. 調査目的

恵庭市は、札幌市と新千歳空港のほぼ中間に位置する、充実した都市機能と美しい田園環境、豊かな自然環境を有する道央圏の中核的な都市です。札幌や道外への交通利便性、さらに豊かな自然環境といった住みよいまちであることから、近年移住者や定住者が増えており、令和7年2月時点の人口は70,336人と過去最高水準を記録しています。

恵庭市民スケート場は、自然の中で本格的なスピードスケートリンクを楽しめる屋外スケート施設で、毎年、冬季限定(1月上旬から2月中旬)で開設され、市内小学校のスケート学習や地域住民が気軽にウィンタースポーツを楽しめる場として、長らく市民に親しまれております。

夏季(4月から11月)の利活用について、市では多目的なトレーニング場として位置付けておりましたが、施設の老朽化の問題・周辺環境の変化等の諸事情につき、近年は利用率が低下し、有効な活用策が見いだせていない状況です。現在は、夏季の維持管理業務については、恵庭市体育施設指定管理者である「NPO法人恵庭市スポーツ協会」が行っております。

つきましては、現在の施設を活用した民間事業者による、夏季の敷地の活用、民間のノウハウを活用し、独立採算等、市の負担を伴わない市民スケート場の夏季の利活用について、専門的な知見を有する民間事業者の皆様から幅広く、ご意見・ご提案をいただくことを目的としております。

4. 調査のスケジュール

日 程	内 容
令和7年6月9日(月)	サウンディング調査の実施要領を公表
令和7年6月9日(月)～ 6月25日(水)	現地見学会受付期間(期間内に随時申し込みを受け日程調整します)
令和7年6月11日(水)～ 6月27日(金)	現地見学会*別紙1様式
令和7年6月30日(月)～ 7月11日(金)	質問受付期間*別紙2様式
令和7年7月18日(金)	質問回答
令和7年7月21日(月)～ 8月20日(水)	参加申込受付期間*別紙3・4様式
令和7年7月28日(月)～ 8月27日(水)	個別聞き取り調査(対話)の実施期間
令和7年11月中旬以降	調査結果概要の公表

※各日程について、開庁時間外は対応できません。

※開庁時間は、土日休祝日を除く平日の8:45～17:15です。

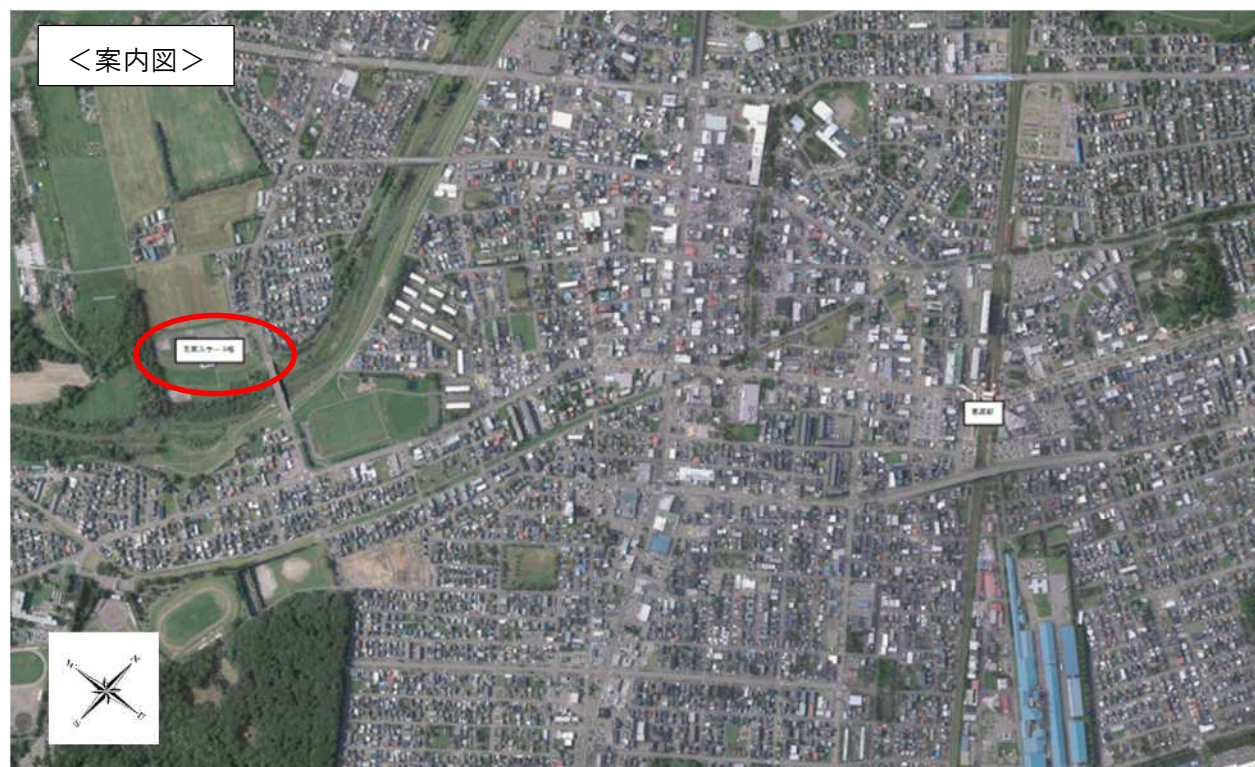
5. 市が土地・建物利活用で期待すること、条件等

- (1) 冬季(1月～2月)にスケート場を市民に提供する機能を維持する。
※冬季のスケート事業は市が実施するものとする
- (2) 原則、市から事業者への土地の貸付とし、売却はしない。
- (3) 夏季の利活用について、地域貢献に供するもので、一般利用(市民利用)枠を確保する。
- (4) 原則、市が管理運営費用の負担を行わない。
- (5) 冬季のスケート場機能を有していれば、施設の改修要否・内容・方法については限定しない。

6. 調査対象地の基本情報

		調査対象地 (恵庭市民スケート場)
土地の状況	対象地	恵庭市牧場 53-4 60-3 60-4 61-2
	地目	雑種地
	所有	市
	敷地面積	19,955 m ²
	その他	スケートリンクの南側は一部、河川敷地(市非所有)となります
建物の状況	対象地	恵庭市牧場 60-3
	延床面積	204 m ² 平屋建て
	建物名称	市民スケート場管理棟(倉庫、事務室、男女トイレ、控室 等)
敷地内・周辺の公共施設		桜町多目的広場、漁川
アクセス		【車利用】 道央自動車道 恵庭ICから道道恵庭岳公園線を北東方向へ約 3 分(1.5km) 【バス利用】 JR恵庭駅(東口)からえにわコミュニティーバスに乗車し、「日の出団地」停留所で下車(約 7 分) 【徒歩】 JR千歳線「恵庭駅(西口)」から約 27 分(約 2.0km)
その他状況		対象地横のゲートボールコート及びアイスホッケーリンクについては、現在は廃止につき使用されておりません。

7. 案内図・位置図



8. 対話の内容

具体的な対話を行うため、次の対話項目を記入した「対話資料」(別紙3)を対話予定日の1週間前までにご提出ください。

なお、自らが事業の実施主体となることを前提とし、実現可能な範囲でのご意見・ご提案をお願いします。

当日は、事前にご提出いただいた資料に沿ってご説明いただいた後、質問を交えながら対話を進めていきますが、一部お答えいただけない項目・内容があっても構いません。

【対話項目】

- ①利活用方法
- ②対象施設への評価 ※立地環境や面積など、対象施設を利活用する上での評価
- ③事業のアイデア
- ④希望条件
- ⑤その他

9. 参加対象者

参加対象者は事業の実施主体となる意向を有する事業者又は事業者のグループとします。

ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。

- ①地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ②参加申込書提出時点で、(指名停止措置要綱等)に基づく指名停止を受けている者
- ③会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申立て(法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。)がなされている場合
- ④民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている場合
- ⑤暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又はその構成員の統制下にある者。また、暴力団員及びその利益となる活動を行っている者が含まれている場合。
- ⑥政治団体(政治資金規正法(昭和 23 年法律第 194 号)第 3 号第 1 項に規定する政治団体及びこれに類する団体
- ⑦宗教団体(宗教法人法(昭和 26 年法律第 126 号)第 2 条に規定する宗教団体及びこれに類する団体
- ⑧公序良俗に反する事業、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(宗教法人法(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する事業を営む者
- ⑨国税、都道府県税・市税等を滞納している者

10. 対話実施の流れ

(1) 現地見学会の開催(事前申込制)

対象施設の概要について、対話への参加を希望する事業者向けに現地見学会を実施します。参加を希望される方は、「見学会申込シート」(別紙1)に必要事項を記入の上、Eメールによりお申し込みください。

なお、申込み時のEメールの件名は「現地見学会申込」としてください。

※現地見学会の参加は、対話申込の条件ではありません。

① 申込期限

令和7年6月9日(月)から令和7年6月25日(水)

② 実施日時

令和7年6月11日(水)から令和7年6月27日(金)17時

③ 会場

恵庭市民スケート場(恵庭市牧場53-4 他)

※お車でお越しの場合は場内の駐車スペースをご利用ください。

④ 申込先

Eメール:kenkousports@city.eniwa.hokkaido.jp

(2) 質問の受付

対話をする上の不明点について、質問を受付します。質問を希望される方は「質問シート(別紙2)」に必要事項を記入の上、Eメールによりお申し込みください。

なお、申込み時のEメールの件名は「質問申込」としてください。

【質問受付期間】令和7年6月30日(月)から令和7年7月11日(金)17時

【申込先】Eメール:kenkousports@city.eniwa.hokkaido.jp

電話:0123-25-5727(直通)

【質問回答日】令和7年7月18日(金)

(3) 対話参加の申込み

対話への参加を希望する事業者は、「エントリーシート」(別紙3)及び「対話資料」(別紙4)に必要事項を記入し、Eメールによりお申し込みください。

なお、申込み時のEメールの件名は「サウンディング参加申込」とし、受信確認のため、送信後に申込先の担当者へ電話(平日 8:45~17:15 まで)にて送信した旨ご連絡ください。

【受付期間】令和7年7月21日(月)から令和7年8月20日(水)17時

【申込先】Eメール:kenkousports@city.eniwa.hokkaido.jp

電話:0123-25-5727(直通)

※対話資料は対話予定日の1週間前までにご提出ください。

(4)個別対話の実施

幅広く意見交換を行う場として、提案事業者との個別対話を行います。

参加申込の受付後、申込者へ実施日時及び実施場所を個別にご連絡いたします。

ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

【実施期間】令和7年7月28日(月)から令和7年8月27日(水)※土日祝日を除く

※対面での対話を基本としますが、遠方からのご参加など、対面参加が難しい場合はオンライン参加も可いたしますので、申込の際にご相談ください。

11.留意事項

(1)サウンディング参加に関する費用

サウンディング参加に関する費用(書類作成、個別対話等への費用等)については、参加者の負担とします。

(2)参加事業者の取扱い

当該案件に関して、今後事業者の公募を実施する場合、本サウンディングへの参加実績が優位性を持つものではありません。

ご提案いただいた内容は、当該案件活用の公募条件等を検討・決定する際の参考としますが、必ずしも条件に反映されるものではありません。

(3)追加対応への協力

本サウンディング終了後も、必要に応じて追加対話(文書照会を含む)を実施する場合がございます。

(4)実施結果の公表

対話の実施結果については、概要を恵庭市公式ウェブサイトで公表します。

公表にあたっては、事前に参加企業等に内容の確認を行います。

参加企業等の名称および企業ノウハウに係る内容は、一切公表いたしません。

【本件に関する問合せ・申込先】

〒061-1442 北海道恵庭市緑町2丁目1-1えにあす内

恵庭市保健福祉部課健康スポーツ課／えにあす 2 階

電話:0123-25-5727(直通)

Eメール:kenkousports@city.eniwa.hokkaido.jp